

機械安全に係わる資格とカリキュラムについて

1. はじめに

機械による労働災害の多い製造業において、リスクアセスメントは非常に重要です。リスクアセスメントは、機械安全について十分な知識を有する者が図 1 の手順で実施します。

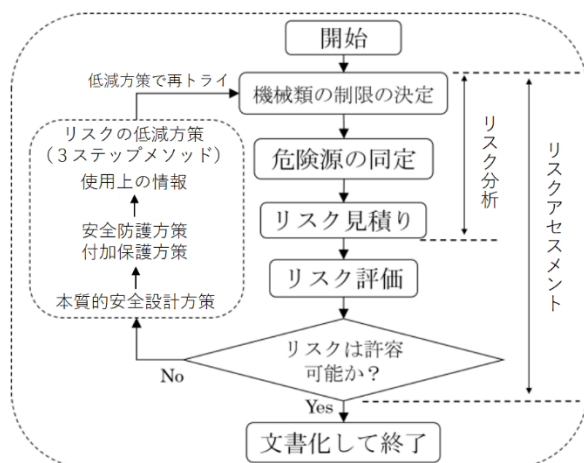


図1 リスクアセスメントの流れ

機械の製造者は、設計・製造段階でリスクアセスメントを実施し、残留リスクがある場合、機械の使用者に情報提供を行う必要があります。機械の使用者は、提供された情報を基に、リスクアセスメントを行い、保護方策などの必要な措置を講ずるように努めなければなりません¹⁾。そのため、機械の製造者だけでなく、機械の使用者においてもリスクアセスメントを実施できる人材の育成が必要となります。

リスクアセスメントを実施できる人材の育成を促進するため、平成 26 年 4 月 15 日付で厚生労働省より通達が発出されました^{2),3)}。これらの通達の中で、機械安全教育カリキュラム（以下、「カリキュラム」）および機械安全に係わる主な資格との位置づけが示されていますので紹介します。

2. カリキュラムについて

機械安全教育は、①機械の製造者（メーカー）等に所属する機械の設計技術者、②機械を使用する事業者（ユーザー）に所属する生産技術管理者が主な対象となっています。それぞれに対するカリキュラムを表 1 に示します。

表 1 カリキュラム（単位：時間）

科目	設計技術者 (電気・制御)	設計技術者 (機械)	生産技術 管理者
技術者倫理	1	1	1
関係法令	3	3	3
機械の安全原則	11	6	2
リスクアセスメント とリスク低減	23 (機械の設計・ 製造段階)	18 (機械の設計・ 製造段階)	9 (機械の 使用段階)
機械に関する 危険性等の通知	2	2	—
計	40	30	15

3. 機械安全に係わる資格とカリキュラムの関係

以下の資格を有する者は、カリキュラムの全て、または一部の知識を十分に有するとみなされます。

・「システム安全エンジニア」資格

全てのカリキュラムについて、十分な知識を有するとみなせます。

・「セーフティリードアセッサ」、「セーフティアセッサ」資格

設計技術者および生産技術管理者のカリキュラムのうち、当該資格の試験・講習範囲となっている科目について、十分な知識を有するとみなせます。

・「セーフティサブアセッサ」資格

生産技術管理者のカリキュラムのうち、当該資格の試験・講習範囲となっている科目について、十分な知識を有するとみなせます。

4. おわりに

当センターでは、機械安全やリスクアセスメントに関する技術相談やセーフティサブアセッサ資格取得に向けた講習会⁴⁾を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

参考文献

- 1) 労働安全衛生法第 28 条の 2(2006)
- 2) 基安発 0415 第 3 号(2014)
- 3) 基安安発 0415 第 1 号(2014)
- 4) http://www.aichi-inst.jp/newsrelease/up_docs/r01raseminar.pdf (2019)



産業技術センター 金属材料室 宮本 晃吉 (0566-24-1841)

研究テーマ：製品安全の確保に向けた試験技術の開発

担当分野：金属材料、機械安全（セーフティアセッサ）